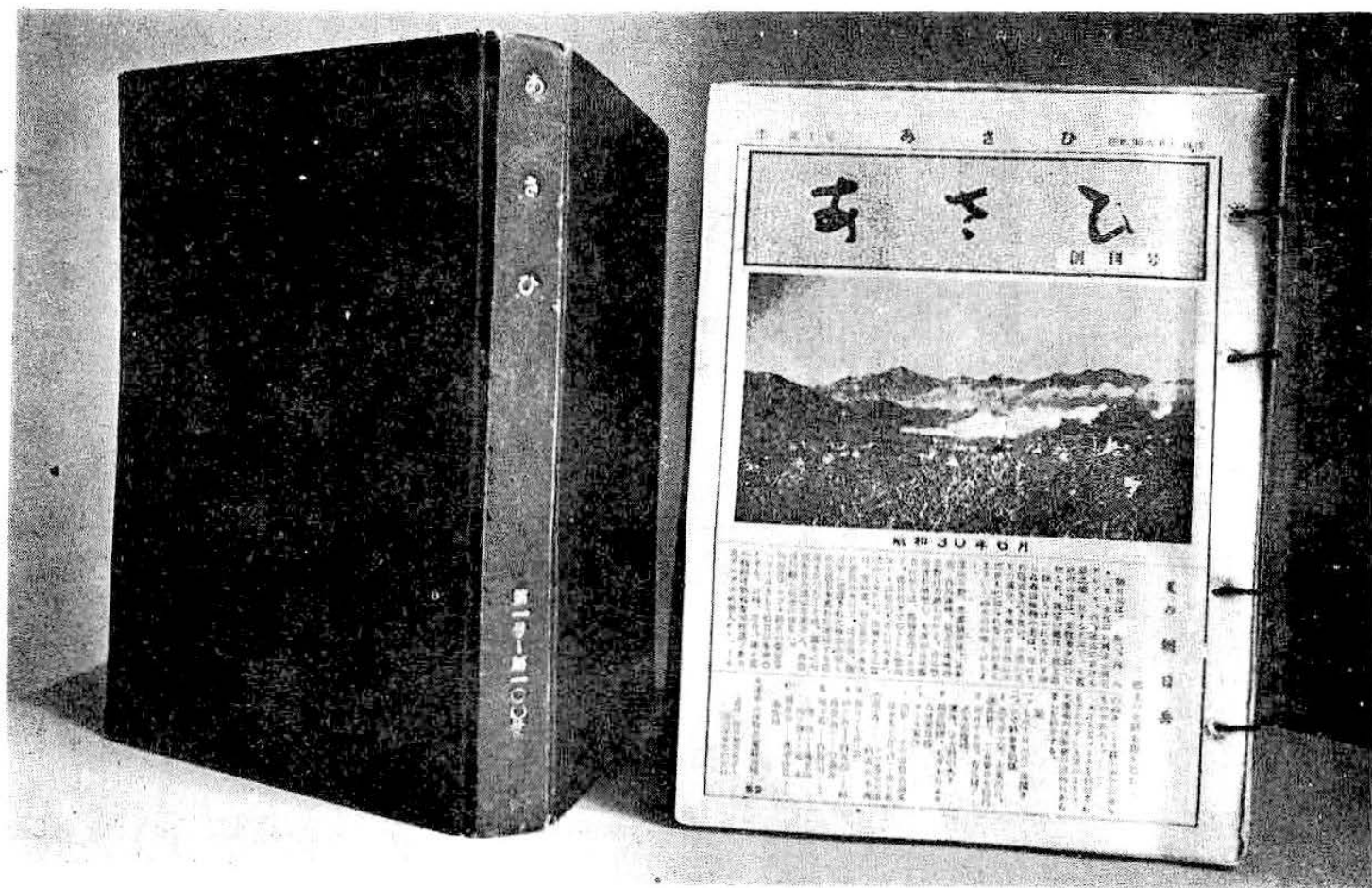


あ さ ひ

200号記念



広報 あ さ ひ

200号とそのあゆみ

昭和30年6月、町村合併により朝日町が誕生してから、間もなく1年をむかえようとしているときである。町の広報「あさひ」の創刊号が発刊され全世帯に配布と、生れいずるなやみのなかを、ともかくうぶ声をあげた。それから昭和30年中は1月おきに発行、昭和31年からは毎月の発行となって昭和47年4月号でちょうど200号となった。

200号と言いついていけばそれまでだが、実に長い歳月の流れを感じずにはおれない。発刊当時の金森町長も清水議会議長も山田教育委員長もすでに逝かれ、創刊当時の編集に何かと助言指導してくださった本村前町長もまた故人の列に入られた。

激動する現代社会の中にあって、年にして17年を経てきた。このことからいえば今昔の感もあるが、しかし1号1号はわが町のあらゆる面の記録として後世につたえられるべきものである。

得てして広報とはかたいもの、無味かんそうなものとの定評あるなかで、何とか町民に親しみの持たれるものにしていこ

うとするところに可能なかぎりの努力をかたむけているのである。たとえば表題写真の記事の内容など町民のみなさんに親近感の持てるよみものから取りついてもらうように、また公民館報的な性格を持ちつづけてきているのも、婦人会や青年団、体育協会など社会教育関係団体の動きを報道することによって、婦人層や青年諸君などにも広報により深い関心を持ってもらいたい念願からである。他の市町村の広報を見てもこのような意図をもって編集されているものが少ないようである。このような編集方針は将来も持ちつづけた方がよいとおもっている。

こうしたことで、町民のみなさんのための広報「あさひ」とし、そして町の昨日をかえりみ、明日をきずき上げていく使命達成に向って地道なあゆみをつづけていかなければならない。

200号という一つの大きなくぎり、改めて広報の過去をふりかえらせ、そして将来への歩みに一段の努力とはげみを教示してくれる大きな意義をもつものであることを、ともどもに深く考えていきたい。

編集委員長 九里 道守

第二回町議会定例会に提出された 昭和四十七年度予算案の説明

朝日町長 中川 雅一



朝日町長

昭和四十七年度第二回町議会定例会が開催されるにあたりまして、昭和四十七年度一般会計予算案ならびにその他の議案を提出して、その概要をご説明申し上げ、あわせて所信の一端を明らかにいたしまして、ご審議を仰ぎたいと存じます。

(基本方針)

地域住民の消費形態の高度化、日常生活圏の拡大などによって住民行政需要がますます多様化、高度化してきております。

自治体の財政危機が叫ばれている今日、これを限りある財源のなかでいかに住民の要望にこたえるかは、きわめてむずかしい問題であるといふことができます。

これが解決のためには、適確な現状把握と将来の見通しのうえにたった総合的な長期計画を策定することによって、住民の要請を可能にして行きたいと考えております。

本年度は前年度に引き続き三つの政策を基本にいたしまして、この道を切り開いて行くことにしま

した。

しかし、新しい分野が多く、大きな勇氣と努力を必要としますので、このさい、決意を新たに町政の向上のためにまい進いたす考えであります。

第一 生活環境の整備

町民の生活を住みよくするには、その居住の場である生活環境の整備を進めることが大切であり、そのためには道路網の拡充、保健衛生思想の高揚、体位の向上、恵まれない人への配慮や公害防止など、広範な対策が必要であります。

さらに、水資源の調査研究をして水需給整備の充実をはかることにより生活水の確保や、防火防災に備えるとともに、廃棄物の処理、老人対策や幼児保育にふさわしい施策を講じなければなりません。

第二 教育条件の整備

健康でのびのびとした幼児の保育から学校教育、社会教育にいたるまで一連の教育環境の体制を確立しなければならぬことはいままさげい言を要しないところであります。

とくに次代に生きる人間は、一層高度な能力が要求されるので、小・中学校等の諸施設の充実に努めるとともに、泊・小川両中学校の問題を主軸とした整備統合を行ない、教育

効果をよめたかめたいと存じます。また、県立泊高等学校につきましても施設設備に一段の充実をはかるよう努力をいたす考えであります。

第三 産業基盤の整備

農業近代化のためには、国の施策にまづところが極めて大きいのであります。わが町農業の基本的方向としては、地域の特性に応じて水稲を中心に畜産、果樹、野菜などの集約的生産を育成するとともに、生産性の高い農業経営の確立を目的としなければなりません。

また、沿岸漁業の施設の整備や浅海資源の確保に努め、林業にあつては森林資源の計画的育成と保護を、中小企業にあつては経営の合理化などを積極的に進進したい考えであります。

なお、わが町は「山に川に海に」優れた自然美に恵まれておりますので自然を活かしたより積極的な観光開発に対処していきたいと存じます。

以上三つの目標についての概略を申しのべましたが、当面する課題として早急に解決したいと考えておりますことは、国鉄泊駅の改築および新川広域圏事業でありまして、本年度の重点として一段の努力をいたしたいと考えております。

(予算編成方針)

昭和四十七年度の予算編成にあたりましては、国の厳しい経済条件を見通し、県の予算措置、さらに地方財政の動向などを勘案して、年間を見通した予算を目標として編成いた

しました。

歳入歳出につきましては、それぞれさきぎにのべました基本方針にもとづいて計上したものでありまして、今後の財政運営にあたっては最少経費で最大効果をあげるため、経費の効率化に一層の創意工夫をはかるとともに、財源の確保につとめ、積極的に町政の運営をすすめる考えであります。

(予算の概要)

以上の基本方針に基づいて編成した昭和四十七年度一般会計予算は、総額九億三千七百九十三万七千円で前年度対比二四・九%の伸び率となり、これまでの最高金額に達しております。

はじめに議案第二号昭和四十七年度朝日町一般会計予算についてまず歳入から説明いたします。

歳入につきましては、昨年の下期からの景気の低迷にもかかわらず、所得実態の動向にみる限り、当町においては、その影響は顕著でないという見通しをたてまして、町民税の収入を四十六年度に比し個人分で一九・九%、法人分で二九・〇%の伸びを見込み、町民税を七千六百四十四万九千円を計上しました。

固定資産税につきましては、資産の評価替および資産の増加にともなう課税標準額の内増等を見込んで九千四百四十五万九千円を計上しました。

たばこ消費税、電気ガス税につきましてはは流動的なものであります。が、少なくとも四十六年度実績をうわまわることを期待し、また軽自動

車税をはじめその他の諸税につきましては、自然増等を十分に考慮し、現状において見込み得る額を計上しました。

地方交付税につきましては、四十六年度の交付実績額に対する伸びと、臨時地方特例交付金等、国の予算内容を検討し、二億九千九百五十万円計上しました。

分担金および負担金につきましては、造林費および林道事業費のほか、常設保育所措置費等をそれぞれ算入しました。

使用料および手数料につきましては、町営プールおよび町営火葬場の使用料増額を見込んでおります。

国庫、県支出金につきましては、高令者医療費給付負担金、義務教育費負担金、公共事業費補助金など、歳出に見合う額を算定のうえ計上しました。

財産収入および繰入金につきましては、泊駅舎改築費に充当するため、鉄道利用債の売却と財政調整積立金を取りくずして、財政運営に役立てることにしました。

町債につきましては、道路整備および統合中学校債として一億二千二百七十万円計上したのであります。

つきに歳出について説明いたします

第一 生活環境の整備

一、道路網の整備

地域住民の生活基盤である道路網の整備につきましては、町道新設改良費三千五百六十万円、町道舗装事業費には一千九百二十万円を計上して交通難の解消をはか

り、都市計画街路事業につきま
しては、四千九百五十万円で泊環状線
の築造と舗装を昨年度に引きつづ
いて進めることにし、草野一大家
庄線につづく幹線街路として完成
させたいと考えてあります。

新しく設置しましたアスファ
ルトプラントが本年度より作動しま
すので、この簡易舗装事業費に九
百四十四万円を計上しました。ま
た、走行車両の安全を図るための
ガードレール照明施設などに二百
六十八万円を計上し、交通安全対
策費として広報車を完備すると
もに交通安全母の会の育成などに
百七十七万一千円を計上し、交通
問題に対応することになりました。

二、住みよい、きれいな町づくり
(イ)住みよい生活環境づくりとし
て、本年度から新しく五十万円の
「すぐやる」経費を計上し
て、予算の範囲内で即決しうる
身近かな要望を直ちに実行する
ようにしました。

(ロ)町道の維持修繕および河川維持
のために五百九十二万五千円を
計上しました。

(ハ)下水路の整備は、住民の日常生
活上欠くことのできないもので
あり、このための汚泥処理費と
住民の生活を護る公害対策費と
して二十五万円を見込んでおり
ますが、実態の変化に応じてい
く考えであります。

(ニ)産業の発達と家庭廃水の増加に
ともない、川を「きれい」にす
る経費三十万円と、海岸を「き
れい」にする経費四十五万円を
計上するとともに、生活下水路

に発生する害虫の駆除費に十万
二千円をあて公衆衛生の向上を
はかることにしました。

(ロ)地方自治法で定められてある地
域振興策のための基本構想策定
に関する総合診断費として二百
万円を計上しました。

三、社会福祉と保健衛生の充実

本年度から社会福祉対策とし
て、新たに、恵まれない人、身体
障害者、老人、遺児などの人びと
のため、積極的に施策を講ずるこ
とにしました。

被保護世帯につきましては、そ
の対象者で不時の災害などにみま
われた場合は、法外援助金の助成
を行なうこととしました。

身体障害者につきましては、そ
の医療費給付金として六十五才以
上の受給資格者に対し、医療費本
人負担分全額百四十二万四千円を
町費負担するとともに、身障者
の福祉金制度を新設し四十一万円
を計上しました。

高齢者医療費給付につきましては
は、七十五才以上の老人、六十五才
以上の寝たきり老人に対し医療保
険本人負担分の全額一千五百三十
六万八千円と、さらに七十才から
七十五才未満の老人には自己負担
分の半額四百八十八万二千円を計上
し、それぞれ町費負担としました。
この六十五才以上の身障者と寝
たきり老人および七十五才以上の
老人の医療費の無料化と七十才以
上七十五才未満の老人に対する医
療費の公費半額負担は国に先きが
けて本年四月から実施することに
しました。

遺児福祉につきましては、遺児
世帯の激励のため、義務教育を修
了するまでの児童に対し、年額一
万二千円の福祉金を支給すること
にしました。

児童福祉につきましては、大家
庄保育所乳児室の増築および山崎
保育所所定の改修事業として三百
二十五万円を計上したほか、引き
続きへき地、季節、常設保育所、
母子寮等の運営費に九千三十六万
二千円をあてることにしました。

昨年より建設中であります福祉
会館・体育センターは本年八月よ
り開館の運びになりますので、そ
の運営費八カ月分として三百三十
三万六千円を計上し、勤労青少年
のスポーツ活動の振興と、児童
婦人、老人の健全な育成を強化し
ていきたいと考えています。

保健衛生につきましては、住民
の生活環境水準の向上と相まっ
て、広域行政機構で処理するた
め、(イ)し尿処理費負担金として四
百八十八万八千円、(ロ)伝染病隔離病舎
負担金として六十三万五千円、(ハ)
東部ごみ処理施設建設事業負担金
として五百九十五万一千円を計上
しました。

また、伝染病、結核、成人病な
どの予防費として三百五十四万六
千円を計上したほか、従来の農村
地帯の健康づくり運動に新しく商
業地区を指定して行なうことと
し、二十五万一千円を計上しまし
た。

四、消防

消防施設につきましては、消防
自動車購入費二百八十万円、小型

動力ポンプ二台七十万円、打込消
火栓二基三十万円、消防団員の夏
服全員更新に九十一万三千円、さ
らに消防体制を確立するための職
員の増員をはかるほか、新川広域
圏消防整備費負担金として五十万
八千円を計上しました。

第二 教育条件の整備

学校運営につきましては、義務教
材の整備充実をはかるほか、父兄負
担の軽減解消に努めるため、教育振
興備品購入費に七百九十六万五千
円を計上し一五・五%の伸長率にす
るとともに、生徒減少による複式学級
解消対策費に百二十四万円を計上し
たのであります。また、中学校統廃
合に伴う敷地購入費に八十五万円を
計上し、教育の推進に努めることに
しました。

社会教育につきましては、青年の
社会の一員としての自覚と責任を促
すため、青年団幹部研修会および青
年の県外研修を実施することとして
十二万円を計上しました。

また、文化財関係では、史跡の保
護のため宮崎太郎墓を長野県から
移築する費用として十二万円を計上
しました。

さらに体力づくり運動およびスポ
ーツ教室などの振興を図るために七
十四万三千円を計上するとともに
本年は町民体育大会を開催して体力
づくり意識の高揚をはかりたいと存
じます。

第三 産業基盤の整備

一、農林水産業の振興

(1) 農業振興

農業につきましては、米の生

産調整は昨年に引き続いて本年
も実施されることとなり、米を
基幹作物とするわが町にとつて
は、きわめて重大なことであり
ますが、昨年同様農家のかたが
たと農業団体などの理解と協力
のもとに、円滑な調整を行なっ
ていきたいと考えております。

とくにこのさい、農業の生産
性を向上させるため農業近代化
資金利子補給三十万円、稲作近
代化集団栽培促進事業に四十五
万円、機械の共同利用整備事業
に二十万円を計上しました。ま
た第二次農業構造改善事業の地
域指定をうけ、将来の農業経営
構造の改善をはかるためその計
画費として百五十七万円を計上
しました。

土地改良事業につきましては
は、ほ場整備事業、小川沿岸か
ん排事業を早急に整備するため
の助成費として六百十一万円を
計上しました。

畜産につきましては、飼料規
模を拡大して家畜経営の近代化
を推進するため、肉用牛導入利
子補給三十一万三千円、基礎乳
牛導入補助として三十万円を計
上したほか、新たに家畜ふん尿
焼却炉の設置補助をして畜産公
害防止を進めることにしまし
た。

(2) 林業振興

山村振興につきましては、
「振興山村農林漁業特別開発事
業」の最終年度として、既計画
の花房地区基盤整備事業に八百
六十一万三千円を計上いたしま

した。また、新たに山村地域の所得の増大と生活の安定を図るために、山菜加工施設設置事業に百三十万円を計上しました。

林道事業につきましては、昨年より調査してまいりました。多目的利用開発計画に伴う峰越環状林道を本年度から着工するため、その事業費として二百九十二万円、法面緑化事業に九十五万五千円を計上しました。また、林道越道線の改良工事につきましては、昨年に引き続き百五十万円を推進することにした。

治山事業につきましては、復旧治山、予防治山、防潮林の造成等、規模の大きい箇所は県営事業での施行を期待し、国の採択基準に達しない小規模で緊急を要する治山事業費として二百六十万円を計上し、土地の保全と住民の安定を期したいと考えてあります。

(3) 水産業振興

水産業につきましては、漁港および漁業施設の第四次整備計画事業の着工に伴う地元負担金として四百十六万一千円のほか「わかめ」の浅海増殖事業に百九十五万五千円と養殖事業費に十九万五千円を計上して、生産の安定充実はかることにしました。

(4) 商工業振興

商工業の経済環境は、かなり厳しいものが予測されるため、中小企業の利子補給金制度を積極的に進めることにしました。

また、商工振興事業および小規模事業に百五十二万二千円を計上し、既存工業による公害に対応するため、工業団地の造成促進調査費に二十万円を計上しました。

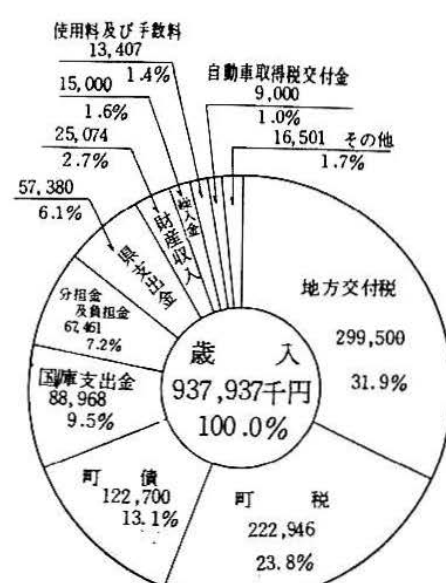
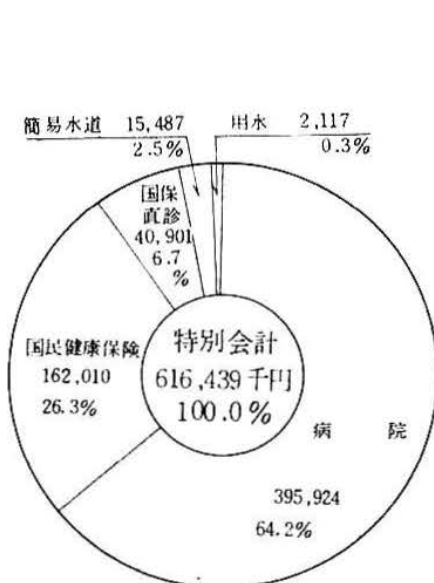
なお、「あさひまつり」、「桜まつり」、「ぎをんまつり」等につきましては、前年に引き続き助成をして行事を進めることにしました。

(5) 観光施設整備

すぐれた自然景観を有する城山、北又谷などの公園整備事業に四百万円を投じて、観光地にふさわしい整備をするともに、既設の維持管理費について適切な措置をし、利用者の増大を図ることにしました。

以上、昭和四十七年度に処する町政運営の施政方針に基づき、主として新しく進める事業を重点的にとりあげて予算概要を申しのべましたが、このほか消費的経費等があり、これらを合算しますと歳入歳出総計九億三千七百九十三万七千円になります。執行にあたりまして、さらに慎重を期していきたいと考えてあります。

＝昭和年47年度＝ 朝日町 一般会計 特別会計 予算



広報発刊二〇〇号を 記念して

保存者に記念品贈呈

町では、広報「あさひ二〇〇号」を記念して、左の区分によって広報を保存されている方に記念品を贈呈します。

一、創刊号から二〇〇号までの
こらず保存されている方

二、二〇一号から二〇〇号までも
れなく保存されている方
おしるべの上該当の方は役場
窓口へ申し出てください。

「町民の声」募集

広報では「私たちの窓口」として町民のみなさまの声を募っております。

日頃から疑問に思ったり、聞いてみたいと思っておられることがありましたら、えんりよなく、口頭でも、はがきや紙切れにでも書いて役場へ届けてください。

内容は個人的なものでなく、町民全般あるいは多くの人に関するものに限ります。

集まった中から編集部で検討のうえ毎月一件ずつ取りあげ、回答をつけて広報に発表いたします。

三月定例議会

四十七年度各会計予算 老人医療費の助成に関する条例など 三十八議案を審議可決

(審議日程)

3月9日 本会議(会議録署名議員の指名、会期の決定)
提案理由説明
全員協議会、議案説明会
3月10日 議案説明会
3月11日 休会(議案調査)
3月12日 本会議(質疑)
3月13日 本会議(一般質問、議案請願陳情を各常任委員会に付託)
3月14日 議案審議
3月15日 文教厚生委員会
産業建設委員会
議案審議
3月16日 文教厚生委員会
議案審議
3月17日 議案審議
3月18日 議案審議
本会議(委員長報告、質疑、討論、表決、請願陳情の決定、決議)
可決した議案

国民健康保険診療施設特別会計予算

議案第9号は昭和四十七年度朝日町簡易水道特別会計予算

議案第10号は南保外二地区用水の昭和四十七年度朝日町用水特別会計予算

議案第11号は泊外一地区用水の昭和四十七年度朝日町立泊病院事業会計予算

議案第12号は朝日町議会の議員等

議案第13号は同社会教育委員

議案第14号は同公民館運営審議会の委員

議案第15号は同文化財調査委員

議案第16号は同体育指導委員

議案第17号は社会体育指導員の報酬及び費用弁償支給

議案第18号は朝日町福祉センター設置条例制定の件

議案第19号は朝日町職員定数条例一部改正の件

議案第20号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第21号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第22号は朝日町心身障害児童福祉金条例制定の件

議案第23号は朝日町遺児福祉金条例制定の件

議案第24号は朝日町身体障害者福祉金条例制定の件

議案第25号は朝日町火葬場使用料条例一部改正の件

議案第26号は朝日町簡易水道条例一部改正の件

議案第27号は朝日町簡易水道改良工事に対する補助金を定めるため、補助金交付の基準を定めたもの。

議案第28号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第29号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

費負担とするもの。

議案第22号は朝日町心身障害児童福祉金条例制定の件

議案第23号は朝日町遺児福祉金条例制定の件

議案第24号は朝日町身体障害者福祉金条例制定の件

議案第25号は朝日町火葬場使用料条例一部改正の件

議案第26号は朝日町簡易水道条例一部改正の件

議案第27号は朝日町簡易水道改良工事に対する補助金を定めるため、補助金交付の基準を定めたもの。

議案第28号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第29号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第30号は朝日町立公民館設置条例一部改正の件

議案第31号は朝日町立泊病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

議案第32号は朝日町立泊病院の使用料(分娩料、新生児、乳児のオムツ洗濯料、正常妊婦診察料、文書料の一部)を改定するもの。

議案第33号は富山県市町村消防団員等補償組合規約変更の件

議案第34号は朝日町分担金徴収条例制定の件

議案第35号は二級河川指定の件

議案第36号は寄附採納の件

議案第37号は昭和四十六年度一般会計補正予算(第四号)

議案第38号は朝日町固定資産評価審査委員会の委員を選任するため同意を求める件

議案第39号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第40号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第41号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第42号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第43号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第44号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第45号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第46号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第47号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第48号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第49号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第50号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第51号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第52号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第53号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第54号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第55号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第56号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第57号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

議案第58号は朝日町老人医療費の助成に関する条例一部改正の件

革が必要になり、清掃条例を廃止して本条例を制定したもの。

議案第28号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第29号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第30号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第31号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第32号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第33号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第34号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第35号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第36号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第37号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第38号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第39号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第40号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第41号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第42号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第43号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第44号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第45号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第46号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第47号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第48号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第49号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第50号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第51号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第52号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第53号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第54号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第55号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第56号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第57号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第58号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第59号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第60号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第61号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第62号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第63号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第64号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

償事務を共同処理するため改正するもの。

議案第34号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第35号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第36号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第37号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第38号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第39号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第40号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第41号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第42号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第43号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第44号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第45号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第46号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第47号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第48号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第49号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第50号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第51号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第52号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第53号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第54号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第55号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第56号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第57号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第58号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第59号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第60号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第61号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第62号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第63号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第64号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第65号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第66号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第67号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第68号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第69号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第70号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議会だより

体障害者福祉金を支給するもの。

議案第25号は朝日町火葬場使用料条例一部改正の件

議案第26号は朝日町簡易水道条例一部改正の件

議案第27号は朝日町簡易水道改良工事に対する補助金を定めるため、補助金交付の基準を定めたもの。

議案第28号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第29号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第30号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第31号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第32号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第33号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第34号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第35号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第36号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第37号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第38号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第39号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第40号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第41号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

請願陳情の処理

十二月定例町議会より継続の請願陳情二件、今期定例会に提出されたもの八件、計十件について、各担当委員会において審議された結果六件は採択、三件は継続審議、一件は審議未了になりました。

議案第34号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第35号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第36号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第37号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第38号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

議案第39号は朝日町立保育所設置条例一部改正の件

町営工事入札状況

Ⅱ百万円以上の工事Ⅱ

一、町道坊ノ山崎新線改良工事

(坊地内)

工事費 五百五万円

延長 二六・九米 市員 五・〇米

工期 二月二十九日

三月三十一日

二、町道笹川七十七号舗装工事

(笹川地内城山道路)

工事費 百九十万円

延長 一三五米 市員 四・〇米

工期 二月二十九日

三月三十一日

三、町道越ノ花房線舗装工事

(花房地内)

工事費 三百六十一万八千円

延長 四八四・五米 市員 五・五米

工期 三月七日

三月二十五日

四、町道越ノ平柳線舗装工事

(道下地内)

工事費 二百四十万円

延長 三五四・三米

市員 五・五米

工期 三月七日

三月二十五日

税務だより

●確定申告に誤りがあつたときは●

所得税の確定申告をされたあとで内容の誤りに気づかれたかたはいませんか。税額のふえる場合の「修正申告書」はなるべく早目に、税額が減る場合の「更正の請求書」は申告期限から一年以内に税務署にお出しください。

●確定申告を忘れたかたへ●

所得税の確定申告は三月十五日ま

でしたが、うっかり忘れていたかたはいませんか。期限後申告は税務署から決定の通知があるまで、いつまでも申告することができず、なるべく早くしたほうが有利です。

固定資産評価審査委員会 委員に弓野幸太郎氏選任

三月十八日の町議会において、町町固定資産評価審査委員会委員に弓野幸太郎氏(大家庄)が選任されました。

Ⅱ 今月の税金はⅡ

固定資産税一期、軽自動車税全期分です。忘れずに期日まで納めましょう。

保健と衛生

ゴミを捨てずに
明るい町づくり



＝ 私たちの郷土を美しく ＝

とれない私達の周囲から出るゴミは増える一方、公共の場所には汚れるばかり特に河川海岸はアキ缶やガラスびん等悪臭を放つゴミの山、山々本場に恥ずかしいことです。ちよつとした心がけで明るい環境が築けるはずで、自分の身の回りは整頓されていても一旦戸外へ出ると無とん着になりがちです。道路も、公園も、広場も、河川、海岸もすべて私達の家庭

の延長であり郷土を美しくするのはあなたの方であり、わたしたちです。お互いゴミを捨てないことを心がけ、明るい町づくりに協力しましょう。

衛生害虫の 駆除運動実施

気温の上昇とともに本年もカ、ハエ、ゴキブリ、ウジ、ボウフラ等の

青少年を守るに 家ぐるみ町ぐるみ

第三日曜日は 家庭の日

家族みんなで話しあい
力を出しあい
楽しみあいましよう

自転車の二人乗り 無灯火を なくしましょう

おとなも子どもも
交通ルールを守り
みんな
注意しあいましよう

農 事

今年も米の 生産調整に ご協力ください

米の生産調整が四十五年度から実施されており、五カ年間にわたり、稲作転換対策を含めて実施されることになっています。

・米生産調整と事前売渡申 込限度数量について

昨年朝日町の生産調整数量は、一千三百五十七トンの配分があつたのに対し実績は一千二百六十二(二百六十五・二ヘクタール)で八八・九パーセントの達成でした。その内訳は、休耕が通年施行を含めて百六十四ヘクタール、転作が百一ヘクタールで、そのうち植林などの永年転作が三十四ヘクタールもあつたことが注目されます。

今年も先に町へ一千三百六十トン(昨年に比し一〇・二パーセント)の配分があり、この配分方法について農業生産対策協議会を開き各農業関係団体と協議しています。また政府へ売渡す米穀の事前売渡申込限度数量が定められており、四十七年度は六千四百二十九トンの配分がありました。

これらについては、近日中に農家の皆さんへ配分する予定でありますのでご協力をお願いします。

なお、奨励補助金の額は四十六年度と同じで別表のとおりです。
・米生産調整協力特別交付金について
生産調整に協力された農業者に対して

し、米生産調整協力特別交付金(生産調整数量一キログラム当り五円十五銭)が交付されます。
この交付対象者は、町から配分された生産調整目標数量以上に実施された場合や、町の減産目標率以上に実施した農業者となっております。

利 益 補 助 金		
種 類	金 額	(参考) 10a当り平均
休耕奨励補助金	単位当り基準収量×調整率 田面積×68円	30,000円
転作休耕奨励補助金 普通転作奨励補助金	単位当り基準収量×調整率 田面積×68円+5,000円 (10a当り)	35,000円
特別転作奨励補助金 (米生産調整協力)	単位当り基準収量×調整率 田面積×68円+10,000円 (10a当り)	40,000円

(注) 単位当り基準収量は昭和45年度の農業者調査に
規定する基準収量

昭和四十七年度 農作業賃金の協定額 きまる

朝日町区長会及び農業委員会では農作業賃金等の協定を、次のとおり定めましたので、ご協力をお願いいたします。

一、田植、稲刈人夫賃

男 二千二百円 女 千六百円

二、耕耘機賃料(十a当り)

あら起し、あらくり、しろかき

五千二百円(三回入)

あらおこし、あらくりじろ

四千七百円(二回入)

なお、各作業とも、午前七時から午後六時までとし、中食時間一時間午前、午後の休憩時間を各三十分とし、賄いは米食を中心として、各作業男女とも三百円の範囲内とするこゝとが望まれます。又耕耘機賃料において耕地の条件などにより、本協定額より二割以内の割増ができるものとします。

花同じく
人同じからず

年々歳々花同じく

[illegible]

創刊200号記念座談会

出席者

編集委員長	九野道守
副委員長	間部善治
中央公民館長	大野達二
議事事務局長	野村久四
教務社教係長	折谷弘要
総務課長	館折谷弘
編集委員	廣川親義

創刊号以来広報編集にたずさわったおもな方々

廣川 いよいよ広報も、この四月号で二〇〇号を数えることになりましたが、この間他の市町村にはない、いろいろな裏話などもあったかと思うのですが、それで當時を回顧しながら座談会を開きたいと思ひまして、創刊以来この広報の編集にたずさわっておいでになったおもな方々にお集まりをいただいたわけですね。早速ながら創刊の頃を思い出して、どういふことから発刊に踏み切ったかということ、最初から関係していらつしやる九里さんからお話をしてください。

町広報と公民館報をかねたスタイルでスタート

九里 町村合併したのが昭和二十九年ですが、そのころお互い各公民館で公民館報などを発行して活動をしていたんですが、朝日町に合併になりました。公民館報を続けて出すべきかどうかと各公民館に話しが出たのですが、さて役場の予算を見ても全然ない。また中央公民館でも出すような気運がなかったものですから、せっかく合併しながら公民館活動が後退するような形になってはいけません。そこで私はその時から宮崎公民館長で大管さんは泊公民館長だったので、

大管 今いわれたように、当時公民館は相当予算を持っていた。公民館活動が活発でそこで編集などに熱が入ってわれわれだけ単独でやるうじやないかというようにですね。

館 「あさひ」が発行されました。二〇〇号になりましたが、ふだんから編集にたずさわっておられた方々のご苦労によりまして、二〇〇号を一度の休みもなく

続けていたに非常に感謝しております。創刊号を見ましたら、当時の九里委員長の談話の中に「総務課と教育委員会、各公民館が合同して協議した結果、他に見るような町広報のごとく枠をつけたような肩の凝らないものにして、という事で単に「あさひ」と命題して町報の性格と公民館の性格を合わせようというものにしたのだ」ということが載っていますが、現在味わってみて感深いものがあります。

表題写真は町民に親しまれる

広報をめあての配慮

町広報とを兼ねたような形で発行しようという方針が決まったわけですね。だいたい一号から三十三号まで表紙を見ますと史跡や伝説、名勝を選んでありますが、こういうことからでも柔らかな味というものがねらわれたのでしょうか。

九里 おつしやるとおりで肩苦しいものでなく、まず町民に親しまれるものでなければいけないというので、表題写真に大きなスペースと作品を配慮したわけです。そこでまず郷土の歴史、伝説を探ってそれをキヤッチフレーズにして、町民に初めて出す広報に取りついてもらいやすいようにしようではないかということをやったわけですね。そこで性格の違いをもう一つつけ加えておきますが「あさひ」の事務局を教育委員会に置いたということも他にないわけですね。これも多分に公民館報的な性格をもっていることの表われだったと思います。

間部 広報の性格の問題が最初から出ましたが、僕は文化人代表という名目で出てくれと言われ、できるだけやわらかいものにしたいという事で、詩や短歌、俳句などを載せたり町の文化的活動の記事を載せたりということ、当初は理想的だったのですがね。ところが実際にはそのようなものを載せるスペースがなかなかとれなかったものです。最初は記事がなくて

困った時代もありましたが。大管 最初九里さんが朝日町の文化財の話をつづけてやりましたね。それで次に話が郷土の伝説というものをやっている途中でとぎれましたけれど、それでも歩いて調べた何回か連載しましたね。

廣川 初年度はどれくらい部の数を印刷したのですか。

予算関係で増ページがで

きず 特別記事を出すときはその所管課からその都度金をもらって増ページ

大管 だいたい最初の頃から五千部ぐらいは刷っていました。発行部数自体はあまり今と大差ないようですね。ただ予算の関係があるものですから、増頁がなかなかできず増頁の場合は選挙管理委員会あたりをお願いしまして、金を出してもらって増頁をしたこともありましたが。(笑)

間部 何か特別の記事があると今月はページが増えるから、それだけのぶんの金をだしてくれというふうに言っていたわけですね。(笑)

折谷 監査報告などの記事を出すときには、ページがないと言ったら、じゃ金を出すから載せてくれというわけで特別に金を出してもなかったこともありましたがね。

編集委員長が

新聞記者のように各課の記事集めに大奮闘

廣川 それからこの「あさひ」の歴

史をみますと一号が六月、二号が八月ということになっていまして三号は十一月に出てそれから毎月発行という形になっていきますね。

九里 その一号から三号まで私一人で原稿を集めて、どうにか発刊したわけですが、きちんと毎月に出せる余裕がなかったですね。それは予算の関係しやなく、何もかも一人でやらなければならぬもので、ですから、ある程度の期間がないとできなかったというのも一つの理由です。

折谷 これは三十九年までは四ページ建ての原稿を集めるのに一生懸命だったんです。四十年からはだんだん原稿が増えて六ページあたりまえになり、四十二年から四十三年度には原稿の割愛に一生懸命でした。

間部 そうでしたね三十八年度では、記事が集まらないので今度は町民の声を取ろうと企画したんです。けれどもやはり集まらないので、これは裏話になるわけですが、編集委員でその原稿を書いたこともありましたよ。

(笑い)

野村 三十六年の七十号、ようするに六月号から大管委員兼発行人から町に変わったというところに一つの大きな過渡期がございまして、私が仲間に入ってきたときから大管さんが一人で各課を回って原稿集めをしておられました。編集委員はいました。編集委員会を開いてもあまり集まらない。そういうことで当時の総務課長の太

平氏から「何をやっているか」と気合をかけられそのうちに三十六年の一月号が三月の初めに発行されたということがありましてついに雷が落ちて、(笑い)

一応編集委員を解散してそれで再出発したわけですね。その後現在のような編集委員会の回を重ねていよいよ活発になって今日に至っているわけですね。

野村 県の広報担当者会議に私が出席して、いろいろと他市町村の話を聞いていたんですが、朝日町のよう

に毎月編集委員が集まって編集会議にかけて発行しているという広報は大変少なく、良い傾向であるとの賞賛をうけましたが、広報の内容となると、本来の広報の性格と若干、逸脱しているというところで、コンクールなどで、あまり

採点がよろしくないわけです。広報の性格からいってあまり優秀じゃないが町民に親しまれるような編集の在りかたや、親しまれる中身とか、ということになれば、これはまた、一つ意義があるという価値づけがあります。

広川 それが特色ですね。

館 私ら広報の仕事について、県から教育などを受けましたが、広報というものは編集の担当者によって独善的になるという方向は必ず出てくるものであります。が、朝日町の今までの、創設当時の経過からながめまして、独善性などが一切見受けられない、これが二百号までずっと続いている

という基本になっているんじゃないかと私は思うんです。その点ではこのままの形で続けていきたいと、私なりの個人的見解をもっております。

広川 そうですね。そこは特色でもあるし、大事なところですね。この方針というものは今後も持続していきたいですね。



地域性を重視し

表題写真をシリーズものにするための苦心

九里 表題写真に非常にウエイトを置いているという、そのために大変苦心しているというところは、地域性ということを重視しての立場からなんです。広報そのものを読む機会を作ったということは、大いにあると思いますから、そのため表題写真に一ページを使っているんですが、これは将来ともに続けていきたいと思っています。

百号記念には 百号特集と百号までの公 報保存者に記念品の贈呈

広川 そうですね。四十五号から観光、その次が朝日町風物誌、町の行政、まあこういうふうなバラエティーに富み、親しみやすいようにできておりますね。そこで百号が出たのは昭和三十八年の十二月号で、その百号を記念して何かあったんではないか。

折谷 これは百号記念特集ということで、それだけの特集にしたわけですね。それと同時に一号から百号まで一般町民の方で全部「あさひ」を綴って持っておられる人達を紹介して、記念品を贈ったんです。その時は、二人のかたが百号まで保存しておられました。

広川 案外少ないんですね、それから合併十周年にも、記念特集をやっているわけですね。

折谷 ええ、これは十周年特集ですね。昭和三十九年でしょうこれは。

間部 あの時私は私も夏休みを返上してやりましたね。(笑)

折谷 そうでしたね。

広川 産業面、観光面みんな入っておりますね。これは十六ページだったですね。

折谷 そうです、十六ページでした。この時は確か特別編集委員会を設けた筈です。各行政分野からどういった記事を出そうというところで。

広川 これは貴重なものですね。百号ができて、次には十周年記念

があつて、これらを節として明治百年が来るわけですね。明治百年は相当長い連載物でございましたね。

折谷 これも六ヶ月ぐらい続きましてたかね。

野村 あのとときは民族資料展と座談会と二つやったわけですが、資料展はそのときで終わっています。が、座談会は広報にのっていますから大変意義のあることだと思えます。

折谷 編集の記事や写真それぞれの部門で年間通した筋をもたしたやり方というものが、ある意味では広報に一つ活を与えた一つの転機だったと思いますね。

野村 広報は、知らせると同時に皆に待たれるようなものを今後はつくっていくかなければならないと思いますね。

広川 県外の方々とのつながりといった意味で「望郷」の記事も前にしばらくやりましたね。

折谷 町民の声の欄と同じようなかなが続かなくて弱まりました。

「望郷」などは、返信用の切手を入れて依頼しても、相手のかたはいろいろの方面で活躍されているかたが多く、なかなか忙しいのですね。

広川 まだ話が出尽さない感じもいたしますが時間や紙面の都合もありますのでこの辺で一応座談会を打ち切らせていただきます。どうもありがとうございました。

国民年金

◆国民年金保険料を◆

滞納しているかたへ
まだ未加入のかたへ

時効(二年)にかかった保険料については、六月末まで月四百五十円で納めることができます。

過去の保険料で未納分があれば、この期間中に納付して満額年金を受けるようにしてください。未納分があれば満額年金はおろか、受給権そのものにも影響する場合がありますから注意しましょう。

現在、自営業や農業に従事している人で国民年金にまだ加入していない人はありませんか。このような人は、将来、隣近所や知人など年金をもらっているのに自分だけが年金をもらえないということになりますから、保険料の特例納付ができる期間中に届出をし、過去の保険料まで納付して老後生活を設計してください。

なお、この特例期間は二度と延長されるものではありませんから必ず六月末までに届出と保険料の完納をしてください。

くわしいことは役場住民課年金係へおたずねください。

福祉厚生だより

●老人の医療費が無料に●

身体障害者、遺児に

福祉金の支給

お年よりのみなさんへ

・今まで七十五歳以上のお年寄りのかたに一割負担のあった医療費が

四十七年四月一日から完全無料になります。

・七十歳以上七十五歳未満のお年寄りのかたには本人負担分の半分を町が助成いたします。

・さらにこの四月から、寝たきり、身体障害者、精神障害者のかたがたは六十五歳から医療費が無料になります。

からだの不自由な人たちに

・身体障害者の手帳をお持ちのかたがたに四月から身体障害者福祉金(遺産)が支給されます。金額は、一級から三級までのかたは年額二千元、四級、五級のかたは年額一千元です。ただし障害者であることの理由で年金を受けておられるかたには支給されません。

・二十歳未満の重度心身障害のかたには年額二万円の心身障害児童福祉金が支給されます。

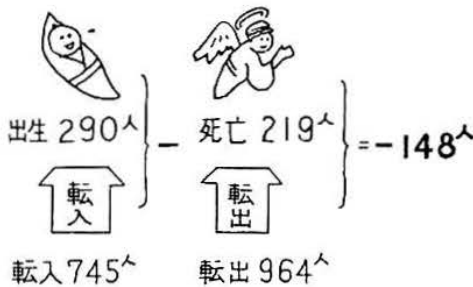
両親のいない子供たちに

・義務教育終了前で、両親と死別しまたはこれに準ずる境遇にある子供さんに年額一万二千円の遺児福祉金が支給されます。

くわしいことは住民課福祉係へお問い合わせください。

ミニとうけい

人口増減式・s45.10~46.10



裁判所だより

知っておきたい

身近な法律

相続放棄について

相続に関する法律によりすると、たとえば妻のある人が死亡しますと、その人の財産は残された妻と子が、また妻のいない人の場合にはその両親あるいは兄弟が、原則として無条件・無制限に相続することになります。この場合、相続される財産(遺産)には、その人に属していた権利義務(借金など)も含まれます。家・土地・現金などのほかに、取引先や親せき・知人などに対する売買代金や借金のようない負債も含まれることとなります。

そこで、遺産の内容に負債が全然ないとか、多少の負債があっても、それに見合うだけの財産があるならば問題は無いのですが、財産が少なく負債の多いようなときには、相続人は、相続した財産が少ないため、自分の資産や収入から負債を返さなければならぬこととなります。

こうした不合理をなくするための方法が「相続放棄」という手続きです。これは妻であるか、自分が相続人になったことを知った時から三ヶ月以内に、「自分はこの相続をしません」ということを家庭裁判所に申し出て「相続放棄の申述」相続により受け継ぐはずの権利義務のいっさいを放棄してしまふことです。この手続きを終えたと、申述した遺産は死んだ人の財産や負債とは無関係になります。

相続放棄の手続きは、自分と死亡した人の戸籍謄本各一通を添えて、

家庭裁判所の窓口にある申立用紙に記入して署名押印するだけで、費用も約三百円くらいです。

相続放棄の申述書を出しますと、家庭裁判所はその申述が相続人の本当の意思かどうかを調査したうえで、正式に受理し、手続きは完了します。家庭裁判所はこうした手続きを取り扱っています。相続・遺産に関するものは、いろいろもめごとが起こりやすいものです。問題があるときには、早く家庭裁判所の手続きを利用してください。

北電だより

停電の原因と

その復旧は……

北電泊営業所

夜、テレビを見ながら一家だんらのひととき、急に停電したりすることほどしゃくにさわることはありません。

そこで、停電事故がどのような原因で発生し、それをどのような方法で復旧するかについてのべ、皆様方のご理解とご協力をお願いします。

○事故停電の発生原因

- (1) 自動車や電柱にぶつかったとき。
- (2) 鳥やムササビ、または人が高圧線にかかったとき。
- (3) 現場整備や土木建築工事などで、ブルドーザーやレッカー車が高圧線にふれたとき。
- (4) 樹木が高圧線にふれたり、ひっかかったりしたとき。
- (5) 柱上変圧器や高圧ガイシに落雷があったとき。
- (6) 自然劣化によって高圧ガイシにひび割れが生じたとき。

(7) 電線に多量の雪がくっつき重さで高圧線が切れたり電柱が倒れたりしたとき。

(8) 強風のため高圧線が混線したとき。

以上のように、原因は不可抗力的なものが多く、北電ではいろいろな事故防止対策を講ずるとともに事故発生の場合は次の方法で復旧作業を行なっています。

○故障区間の発見方法

朝日町の電気は、朝日町部を中心にして配電線が五本に分かれておりそれぞれの線路には、さらに故障箇所をより分ける「故障区間検出装置」が八か所ほど取付けてあります。

(1) どこかで高圧線に樹木が接触したりしますと、変電所で自動的に電気がとまります。

(2) そのあと二十秒ほどたってから自動的に送電され、故障が所までくるともう一度停電し、故障区間を切りはなしてしまします。

(3) 三度目の自動送電によって故障区間の手前まで送電されます。

この間約二分ほどかかるわけです。つまり何回も電燈がついたり消えたりするのはこうして自動的に故障区間をさがしたために起るのです。

そのあとは切りはなされた故障区間の事故原因をさがし出し、これをなおして送電を完了します。

つきましては、このような調査の段階で、皆様方から故障原因や復旧時間についての問い合わせやお怒りの電話が殺到するわけですが、以上のような理由から皆様方に十分納得いただけるような返事ができない場合もありますので、よろしくご協力下さいますようお願いいたします。

すぐやらねばならぬこと
すぐやれることは
「すぐやる係」へ

サービス重点の「すぐやる係」の新設

サービスの向上ときれいな町づくりのために、四月一日から役場に「すぐやる係」が新設されました。係の内容はつぎのとおりです。

(1) 事務の内容

事務の内容は、①交通安全に関すること、(交通安全教育、広報、街頭指導、施設の点検)、②防犯施設(街灯など)の点検、③災害情報の伝達、④道路、河川、下水道、公共用地などの点検、⑤苦情相談の受付、といった各方面にわたっています。

これは各関係課と連絡協調して行なうもので、「すぐやらねばならぬ」のものですぐやれるものは、「すぐやる」係ということになります。したがって、予算のわく内で処理できる範囲のものをやるので、「すぐやる係」へ連絡すれば何でもすぐやるということではありません。

(2) 出前

出前というのは文字どおり出前サービスのことで、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票写しなどが必要なとき、仕事や勤務のつごうとか、病気で、どうしても役場までこれられないかたの利便をはかるため、電話あるいは口頭で所定の委託先を知らせていただくと、その委託先へ役場から直接お届けする仕組みです。

委託先で受取るときは、そのつどきめられた手数料を支払うことになります。

所定の委託先はつぎのとおりです。

大井芳松たばこ店(泊駅前)

なお、従来連絡所のあった境、大庄、山崎地区については、さきに回覧でお知らせしたとおりです。

(3) パトロール

パトロールというのは、すぐやる作業を利用して、町内の道路の不法占拠や、じんあい、汚物の不法投棄など、それらの処理すべきことがらの発見につとめるためにパトロールしまた、行政指導も行なう仕組みです。

連青だより

昭和四十七年度 新執行部決まる

朝日町連合青年団では二月二十七日定期大会を開き四十七年度活動方針、事業計画及び役員を選出した。

活動方針

青年団停滞ムードを一掃し、明るい展望を持つ青年団の基盤を築くため「同じ地域に住む青年同志の人的なつながりを持つ」とを基本に活動を展開する。

スローガン

一、仲間の輪を広げる活動を展開しよう。

二、地域課題と取り組もう。

三、女子活動家を育成しよう。

事業

四月 城山美化ハイキング

五月 ボーリング大会

六月 女子青年とともに

七月 体育祭

青年議会組織協議会

合同キャンプ大会

九月 町政公聴会

ボート大会

十月 県内バスハイキング

青年の日祭典

十一月 青年青年とともに

青年議会本会議

十二月 チャリティショー

新春パーティー

一月 スキー祭典

二月 定期大会

※「青年朝日」年十二回発行

「青年の歌」作成

役員

・団長 折谷時夫(笹)

・副団長 難波興書(大)

・永井嘉隆(五)

・間部和美(泊)

・清水英信(南)

・事務局長 常任理事

・畑良造(泊) 目附秀信(山)

・佐藤実(山) 中島精一(南)

・高松均(大) 篠田昭男(五)

・長井富美子(笹) 佐渡栄子(五)

・監事 竹内秀樹(笹) 山崎真一(大)

・評議員 印は校下団長

・(境)・室辰男 海老真二

・(笹川)・竹内俊宏 深松範男

・(泊)・西岡良則 魚津信明

・(五ヶ庄)・河村謙一 西村均

・(大庄)・加納秀昭 藤井恵子

・(南保)・川上覚一 米丘三

・(山崎)・辻政光 永口明弘

第十三回

町民体育大会

※十月二十二日(日)に決定

今年度は町民体育大会の開催される年ですが、このほど、その期日が十月二十二日(日)と決定しました。

なお、雨天などのため実施できない場合は十月二十九日(日)に延期となり、その日実施できない場合は中止となります。

自衛官の募集

防衛庁では次のとおり自衛官を募集しています。

採用人員

二等陸士 三、八〇〇名

二等海士 六〇〇名

二等空士 一、〇九〇名

募集期間

昭和四十七年四月一日から、六月三十日まで

応募資格

採用予定日の一日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する者で、学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有する者

試験科目

国語(作文含む)、数学、社会、身体検査、適正検査及び口述試験

受付場所

魚津市大町五十五

自衛隊富山地方連絡部魚津分駐所(役場総務課でも受付けております)

電報電話局だより

一〇〇番通話も

※ラッシュアワー

一〇〇番通話の申込みは、最近午後八時から九時までに集中し、たいへんこみあっております。

この原因は、午後八時以後すべての市外通話が夜間割引になると思っ申しこまれるからです。

六〇キロメートル以内のところ(県内等の近距離通話)は割引になりません。

一〇〇番通話の申込みは、午後八時から午後九時の時間帯をきけられたほうがスムーズにかかります。

くわしくは、朝日二一〇〇〇へ(無料)

海上保安学校

(航海、機関)学生募集

受付期間

昭和四十七年4月24日～5月12日

受付場所

高岡市伏木錦町一ノ一五 伏木海上保安部

受験資格

昭和23年4月2日以降生まれた男子で

○高等学校を卒業した者

○高等専門学校第3学年を終了した者

○大学入学資格検定に合格した者

以上のどれかひとつに該当するもの

試験地

試験日 昭和47年6月11日

金沢市広坂通り2の1

石川県婦人会館

国鉄たより

◎定期乗車券、往復乗車券 のお求めについてお願い

。通勤、通学されているかたは、できるだけ泊駅でお求めください。
。一般のかたは、できるだけ往復乗車券をお求めください。

。指定券、寝台券の申込み受付は乗車日の十日前から受け付けています。ぜひ泊駅でお求めください。

◎踏切事故防止に協力を

四月になり交通事故の多発する時期となりました。特に踏切事故は一瞬にして尊い生命、貴重な財産が失なわれます。

踏切を横断するときは、次のことにじゅうぶん注意してください。

一、警報機が鳴っているとき、しゃ断機がおりているときは絶対に横断しないこと。

一、万一踏切上で自動車が故障して動かないときは、すぐに非常用ボタンを押して列車を止めること。

一、運転者も歩行者も必ず一旦停止し、左右の安全を十分確かめてから横断すること。

心温まる寄贈の数々

◇三浦町 田中三太郎氏から泊中学校へ彫刻「バレリーナのいこい」一基

◇泊中学校 昭和四十六年度卒業生一同から泊中学校へ天幕大一張、及び彫刻台座一基

◇横尾 永井由和氏から泊中学校へ世界人名事典五冊

◇大家庄小学校 昭和四十六年度卒業生一同から同校へ衝立黒板一立

◇大家庄小学校 昭和四十五年度卒業生一同から同校へ鉄骨付天幕一張

◇大家庄小学校後援会(代表弓野幸太郎氏)から同校へ教育用テレビ一台

◇大家庄 伊藤宏範氏から大家庄小学校へ幻灯機及びスライド格納棚一基

◇株式会社日立製作所社長駒井健一郎氏から境小学校へ日立カラーテレビ一台

◇山崎小学校後援会(代表水野喜由氏)から同校へ卓球台一基、楽器格納棚一基、児童椅子二十脚、低鉄棒一基、児童図書十三冊、学校園ブロッコ二〇〇個各種ボール

◇山崎小学校 昭和四十六年度卒業生一同から同校へキャンパス用天幕一基

◇境小学校 昭和四十六年度卒業生一同から同校へヘルタイマー用子時計二個

◇宮崎、水島佳子氏から境小学校へ故水島琴四郎氏遺作油絵五〇号一点

◇境小学校PTAから同校へ児童図書一万五千元

◇境小学校大平分校PTAから同校へ児童図書一万三千元

相談ごとご案内

▽行政相談

日時 毎月第一月曜日
午前十時～午後三時
場所 朝日町婦人会館

▽人権法律相談

日時 毎月第三月曜日
午後一時～午後三時
場所 朝日町商工会館

▽心配ごと相談所

日時 毎週月曜日(今月は、十七日、二十四日です。)
午前十時～午後三時
場所 朝日町婦人会館

昭和四十七年度

技能検定国家試験案内

一、実施日程

▽受験申請書受付
五月八日～五月二十二日の期間

▽実技試験
七月二日～十月一日の期間

▽学科試験
九月二十四日～十月一日の期間

▽合格発表
十月三十日

▽試験日は職種によって違いますので、受験者に通知します。

▽実施職種

技能職全般

※ 詳細については、富山県技能検定協会、電話(富山)三二一九八八三または役場産業課にお問い合わせください。

命 寿 弔

◎生まれた人

◎結ばれた人

▲逝くなられた人
(昭和四十七年三月十五日現在)

◎出生(おすこやかに)

境	水島速雄	長女	祐加子
泊	青島修	長男	勇策
泊	梅津益美	三男	伸策
泊	松田理	長女	佐知子
沼	加賀一弘	二男	晴樹
沼	大村守	長女	早苗
沼	保南野	二男	和之
沼	保大和	二女	美雪
荒	川柳	二男	寛雄
平	柳水	二男	真寛
平	柳水	二男	寛雄
桜	長谷忠芳	二女	真寛
桜	南茂徹	二女	和真
桜	小川清盛	長男	公和
下山	吉野正治	長女	雅美
下山	西島敏明	長女	智美
横	水青木	勝長女	博美

◎結婚(おしあわせに)

境	富山市	越間章子	水島和信
沼	山口県	土居祥浩	重岡八重子
沼	山口県	尾山幸郎	広田あや子
沼	山口県	柳下則雄	大久保ゆり子
道	大田	米田勝	柳下則雄
東	東草野	繩義信	米田勝
青	青海	浜啓子	繩義信
入	入善	小坂幸雄	池田美枝子
南	南保	坂上文夫	大蔵征子
横	横尾	大蔵征子	坂上文夫
山	山崎	大蔵征子	坂上文夫

▲死亡(おくやみ申しあげます)

笹	長井由太	(六九)
笹	小塚文子	(七二)
笹	折谷忠次	(七七)
笹	小林由太郎	(八二)
笹	青木賢治	(六〇)
笹	元屋敷	(七九)
横	坂東繁次	(七九)
沼	辻武雄	(七二)
沼	佐渡吉平	(八六)
東	東草野	(七四)
東	東草野	(六八)
荒	岡本ユカリ	(一〇)
平	柳川孝	(六二)
赤	赤川久太郎	(七三)
赤	松田栄行	(四〇)
桜	高島政治	(六五)
山	蛭谷勝元	(八四)
山	崎谷キク	(六三)

3月の町内交通事故数

月	件数	死者	負傷者
1月~2月	4	0	6
3月	8	1	7
本年累計	12	1	13



編集兼発行 朝日町役場
印刷所 高田印刷
送料 六円
定価 六円
郵便番号 九三九一〇七